陳 情 文 書 表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第181号(5.2.2) 陳情妨害のための虚偽答弁を撤回し、訂正し、謝罪することを求める陳情
陳 情 の 要 旨	2019年11月29日の文教こども委員会において、教育委員会が虚偽答弁を行い、陳情を妨害しようとしたうえ、被害者家族の名誉を著しく毀損した。教育委員会は積極的に調査を行いたいので、被害者への面談を申し入れているが、それを父親が拒否していて調査ができず、すでに4回も面談を申し入れているが、全て無視して回答が全くないという事実と異なった答弁を全て撤回し、訂正し、関係者に謝罪すること。
陳情者の住所及び氏名	兵庫県伊丹市 学校事故事件被害者遺族の会代表 新上五島町いじめ自死第三者委員会委員 西尾 裕美
送付委員会	教育こども委員会

神戸市会議長様

(陳情者) 伊丹市 学校事故事件 被害者遺族の会 代表

新上五島町いじめ自死第三者委員会委員 西 尾 裕 美

(電話

陳情妨害のための虚偽答弁を撤回し、訂正し、謝罪することを求める陳情

陳情趣旨

令和元年 11 月 29 日の文教こども委員会において、虚偽答弁を行ない、陳情第 15 号「いじめの事実を『真剣に、積極的に』確認することを求める陳情」を妨害しようとしました。また、その行為によって被害者家族の名誉を著しく毀損しています。 虚偽答弁の概要は、下記のとおりです。

<虚偽答弁の概要>

教育委員会は積極的に調査を行ないたいので、被害者への面談を申し入れている。しかし、それを父親が拒否していて調査ができない。すでに4回も面談を申し入れているが、すべて無視して回答が全くない。

<虚偽答弁の経緯>

「平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会」が発足されるきっかけとなった常任委員会(令和元年11 月 29 日)において、長田教育長・藤原部長・江尻課長・戸田係長ら教育委員会は陳情が採択されないように、被害者父が教育委員会からの連絡を無視していると事実に反した説明を行ない、あたかもモンスターペアレンツであるかのような印象を議員らに与え、不採択あるいは審査打ち切りの判断をするように画策した。

この行為は、事実に基づいて議論・判断される議会において、意図的に事実に反した情報を与え、議員が誤った判断を行なうように画策したことが問題なのである。これらは議会を軽視したもので、民主主義の根幹が揺らいでしまう。公務員としてあってはな

らないことで、これらの不法行為を議会が見逃しては、今後も同じ過ちが繰り返される。

<常任委員会当日の虚偽答弁>

まず、常任委員会当日の虚偽答弁から説明する。これまでの当方すべての議会陳情は、教育委員会の虚偽答弁を信じる与党議員が多数だった。そのためすべて審査打ち切りあるいは不採択となってきた。しかし、令和元年11月29日の常任委員会では、この時の委員構成が与党5名、野党5名と均衡し、無所属の上原みなみ議員がどちらに手を挙げるかで結果を左右することとなった。危機感を持った教育委員会は、長田教育長と藤原部長両名による、被害者の親があたかもモンスターペアレンツであるかのような印象を与える虚偽答弁を行なった。

虚偽の概要は次のとおりである。教育委員会は積極的に調査を行ないたいので、被害者への面談を申し入れている。しかし、それを父親が拒否していて調査ができない。すでに4回も面談を申し入れているが、すべて無視して回答が全くない。

このようなウソの説明を教育委員会からされれば、普通の人は「なんと非常識な親なのだ」と思うであろう。非常識な親からの訴えは受け入れられないと考えるのが多くの議員である。

さて、改めて事実を説明すると、4回ともすべて無視したということは断じてない。 4回ともすべて教育委員会に回答している。被害者父は令和元年2月以降、教育委員会 とは電話・郵便・Eメールで連絡を取っており、「無視して回答をしていない」という ことは事実と正反対である。市教委とのメールの送受信は13件あり、それだけでも教 育長らが虚偽答弁をしていることは明らかである。

4回のうち2回は被害者父から返答しており、戸田係長からは受け取った旨のメールが2件ある。後半2回は、三木しんじろう議員が父に代わって返答している。

<常任委員会終了後の説明内容の変遷>

委員会では、「無視して回答がない」と答弁していたにもかかわらず、その後は「面談を断った」と説明内容を変えている。面談を断ったことは、回答を無視したことにはならない。「無視して回答がない」と「面談を断った」とは全く意味が異なる。このように巧妙に説明内容を変え、議員の問題意識を消してしまったのである。

面談を断ったことは事実であり、その事実に対して、「面談を断った」と説明されれば、何が問題なのか論点が見えなくなってしまう。そのため議員たちは大きな問題と捉えなくなってしまったのである。

さらに、この手口は巧妙に変化していく。4回のうち2回は回答があったと、一見訂正して謝罪をしたかのような錯覚を与える。そもそも4回ともすべて回答しており、そのうちの

2回ではない。今度はいつのまにか回数の問題に論点をすり替えており、一体何が問題なのか次々とわかりにくくしていくのである。

そして最後の止めは、令和元年 12 月 27 日の常任委員会である。完全に回数の問題にすり替え、あたかも謝罪と訂正を行なったかのように装おう答弁をしたのである。

長田教育長の虚偽答弁内容は以下の通りである。

(令和元年12月27日 文教こども委員会 議事録より)

「○長田教育長 御報告に先立ちまして、11月29日の本委員会におけます、陳情第15号いじめの事実を真剣に積極的に確認することを求める陳情における説明及び答弁におきまして、現時点において改めて当時いじめがあったかどうかを判断させていただくためには、御本人に直接お会いして面談させていただくか、またはそれが難しいならば、書面等を御提出いただけないかと考えています、保護者の方にはその旨をこれまでに4回御連絡いたしましたが、御返事をいただいておりませんという旨を申し上げました。しかし、直近2回の連絡には御父兄の方から御返事をいただいておりませんが、当初2回につきましては御返事をいただいておりました。おわびして訂正をさせていただきます。十分な確認をしないまま、本委員会の場で説明及び答弁を行い、委員の皆様、また陳情者の方、御父兄の方に対しまして御迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、おわびを申し上げます。」

さらに、令和元年 11 月 29 日の常任委員会の議事録に、後に以下の記載を入れ、12 月 27 日の虚偽答弁を堂々と正当化しているのである。

(令和元年11月29日 文教こども委員会 議事録より)

「本会議録に関する注意事項

本委員会会議録中,陳情第 15 号「いじめの事実を真剣に積極的に確認することを求める陳情」に関する当局の説明及び答弁において,保護者の方にはこれまでに 4 回御連絡いたしましたが御返事をいただいておりませんという趣旨の発言がありますが,12 月 27 日の本委員会において,当局より,この説明及び答弁は誤ったもので,当初 2 回については保護者の方から御返事をいただいていたとの報告がありました。」

< 4回のうち2回は返事があり、残り2回は返事がないという詭弁>

教育委員会は長田教育長名で令和元12月25日付文書を被害者父に送付し、同月27日の文教こども委員会において、4回のうち2回は返事があったが、直近の2回は返事がなく無視している旨の答弁を行なった。そして、その旨を議事録に付記している。

この内容も当然事実と異なる。4回のうち2回は父からの文書で返答しており、後半2

回は、三木議員が父に代わって返答しているのであるから、4回すべて回答していることに相違ない。

教育委員会は、三木議員を通じての回答は受け取ったことにはならないと屁理屈を述べているが、そのようなことは常識として通用しない。

議員の代理返答は通用しないと主張するならば、なぜ三木議員から返答を受けた時に、 代理返答は受け入れられないので、本人から直接回答するようにと伝えなかったのであ ろうか。伝えずそのまま受け取ったのだから、返事を正式に受けたことになる。

また、三木議員の代理返答を受けて、常任委員会で答弁をしているのだから、これがど うして返事がないと言えるのであろうか。返事として認めないのであれば、この答弁は無 効ということになる。

さらに、4回目の依頼にあたる 2019 年 9 月 26 日 19:49 発信のEメールは、父からの 3回目にあたる三木議員の代理返答を受けてのものである。代理返答は無効だと強弁するなら、教育委員会の 4回目の依頼も無効となる。であるなら、教育委員会は 4回面談の依頼を行なったとした答弁は誤りで、訂正する必要が出てくることになる。

<教育委員会の弁明に対する反論>

常任委員会終了後、藤原部長が「**言葉足らずだった**」「**虚偽答弁をするつもりがあれば、すぐにばれる嘘をつくことはない**」などと弁明しているが、彼らの行為は言葉足らずとは断じてありえない。

★「言葉足らずだった」について

① 事実を把握している三木議員と小林議員が、無視はしていないはずだ、本当に回答はなかったのかと、常任委員会で繰り返し確認の質問をしている。だが、そのたびに長田教育長と藤原部長両名は、一切回答がない、無視している旨明言している。

さらに答弁の途中で、長田教育長が江尻課長に改めて確認し、江尻課長は起立して 「受け取っていない」と発言する茶番劇が演じられた。この茶番劇での発言は議事録に は記載されていないが、常任委員会の委員や傍聴人ら複数が記憶している。

なぜ議事録に記録されていないのか、議会事務局に問い合わせたところ、江尻課長の 発言はマイクから離れており録音がされていなかったためだと回答があった。

② わざわざ江尻課長が上原議員のところへ行き、事前に説明している行為は、言葉足らずとはいえず、議員を騙す目的であったと考えるのが自然である。後日、江尻課長は上原議員のところへ行ったことに対し、常任委員会の事前説明で全議員に同じ内容の説明をしに行っていると弁明している。しかし、三木しんじろう議員、さとうまちこ議員、小林るみ子議員、味口としゆき議員、朝倉えつ子議員の5名は、江尻課長からそのような説明は受けていないと言っている。

③ 令和元年11月29日の委員会の答弁とは正反対に、長田教育長も藤原部長も同年8月23日の委員会の中で、以下の通り返事を受け取っていることを認めている。その後9月20日の委員会でも以下の通り、返事を受け取っていることを前提とした答弁を行なっている。

つまり、両名は11月29日の委員会の時点で、間違いなく被害者父から返事を受け取っていることは認識している。従って、長田教育長をトップとする組織的な隠蔽工作であり、強い意志を持った虚偽答弁であったと断言できる。

8月、9月の答弁内容は以下の通りである。<u>内容を見れば、あらかじめ用意された原稿を読んでいるのではなく、議員の質問に対して自身の言葉で発言している。原稿作成者のミスではなく、長田教育長・藤原部長の両名が認識していることを明白に示す証拠である。</u>

(令和元年8月23日 文教こども委員会 議事録より)

長田教育長

「・・・その上でこちらからも何度か文書をお出しをさせていただきまして,御返事をいただいているわけですが,・・・」

藤原部長

「・・・被害児童の保護者の方から御連絡がありまして、面談するについては、こうこうこうだということでございます。・・・」

(令和元年9月20日 文教こども委員会 議事録より)

長田教育長

「・・・ただ, 先方が――これは8月13日付ですか, 返信があった内容が, 私, 教育長自身が面談者となり, 当時の教頭――これは少し事実誤認がありますが――山本教育委員あるいは当時の担任等の立ち合いを条件とすると, 1名でも欠けるようであれば面談はお断りすると, 文書も提出しないと, こういう御返事があったわけでございます。・・・」

長田教育長

「先方の保護者の方からの8月13日付で御返事があったのが、私自身が面談者となり、山本教育委員、当時の担任等の立ち合いを条件とすると。教育長、それから山本教育委員、当時の担任の3名のうち1名でも欠けるようであれば面談はお断りすると、ここまで書いていらっしゃいますので、そういう意味で、1人でも欠けるようであれば、このお話はなかなか成立をしないのではないかと――私がそれを望んでいるわけではもちろんありませんけれども――というふうに理解をいたしております。」

★「虚偽答弁をするつもりがあれば、すぐにばれる嘘をつくことはない」について

常任委員会の審議の進め方では、すぐにばれても問題はないのである。進め方は市教委側の答弁に対して、議員が質問をして、その質問に市教委が答える。その後、すぐに採決が行なわれる。つまり、その後すぐにばれても、その前に否決、あるいは審査打ち切りとなればそれで決定してしまうのである。後で異議申し立てをしても、一旦決まった決定事項は覆らないのがルールである。従って、市教委側からすれば、すぐにばれる嘘でも問題ないのである。

三木議員と小林議員から事実と相違する旨の指摘が行なわれたが、その場で長田教育長は何食わぬ顔で否定した。他の議員は事実がわからず、まさか市教委が虚偽答弁をしているとは思わない。その結果、市教委の答弁が了だと信じた議員が5名もいたのである。

事実、議事録では、次のとおりである。

自民党は「基本的には、<u>当局の説明を了とし</u>、自民党としては打ち切りといたします。」 公明党は「現時点で教育委員会は、いじめの可能性は極めて高く、積極的に何らかの対応 を行う必要があると考えているとの説明がありました。<u>当事者には、事実解明のため連絡を</u> とろうと手紙を4回送ったとも伺いました。」

こうべ市民連合は「陳情第 15 号について,こうべ市民連合は<u>教育長の答弁を了として</u>審 香打切とします。」

と理由を述べて、3会派5名の議員が虚偽答弁を真実だと信じ、「審査打ち切り」に手を挙 げている。

また、「すぐにばれる嘘」と言われているが、この常任委員会から3年以上が過ぎているが、現時点ではいまだにこの嘘はばれてはいない。「すぐにばれる嘘」と言っているが、3年以上経った今でも、公式にはばれていないのが現実である。

よって、藤原部長の「虚偽答弁をするつもりがあれば、そんなにすぐにばれることをするつもりはない」は詭弁であり、認められないのである。緻密に計算された虚偽答弁と言える。

さて、上記の通りこれら一連の教育委員会の手口により、現在に至るまで、ほとんどの議 員が騙されたままとなっています。

さて本論に戻すと、教育委員会は回数の問題にすり替えようとしていますが、回数の問題ではありません。重要なのは返事をしているのに、返事を無視していると議会で答弁したり、議会前に議員に虚偽の説明に行ったことです。この行為は被害者の保護者をモンスターペアレンツだと印象づけるもので、陳情を審査打ち切りあるいは不採択へと誤った判断をさせるためだと言えます。公務員として決して許されるものではありません。

さらに議会という公な場でモンスターペアレンツだと印象づけるのであるから名誉乗損でもあります。そして、それを今も認めず、議事録に正しく訂正もせず、陳情者や被害者家族に謝罪もせず、開き直っているのであるからもはや正常な組織とは言えません。

よって、被害者父が教育委員会からの4回の依頼を無視したという虚偽答弁を撤回し、訂正し、関係者に謝罪することを求めます。

なお、当陳情は、当方の調査等から判明した事実に基づいて行なっています。「平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会」の調査とは関係ありません。よって、調査委員会の最終報告がでるまで答弁を控えたいなどと言って、答弁を回避することのないよう申し添えます。

陳情事項

2019 年 11 月 29 日、文教こども委員会において、虚偽答弁を行ない、陳情を妨害しようとしたものである。加えて、被害者家族の名誉を著しく毀損している。

虚偽の概要は次のとおりである。教育委員会は積極的に調査を行ないたいので、被害者への面談を申し入れている。しかし、それを父親が拒否していて調査ができない。すでに4回も面談を申し入れているが、すべて無視して回答が全くない。

よって、事実と異なった答弁をすべて撤回し、訂正し、関係者に謝罪することを求める。

以 上